

# 税の申告書は

## 3月15日(木)までに提出を

平成24年度(23年分)の市・県民税の申告や所得税などの確定申告の受け付けは、3月15日(木)までです。

期限間近は窓口が混み合う場合がありますので、申告書などは自分で正しく作成して早めの提出をお願いします。

また、作成済みの申告書の提出は郵送でも受け付けています。なお、申告書控えに収受印が必要な人は、切手を張った返信用封筒を同封してください。

### 申告書の提出先

◆市・県民税申告  
〒289-2198  
匝瑳市八日市場ハ793-2

匝瑳市役所税務課市民税班

◆所得税などの確定申告  
〒288-8666  
銚子市栄町2-1-1

銚子税務署(郵送の場合)

※受付・相談会場は銚子読売ビル(銚子市西芝町475-1)2階です。

※会場案内図は市ホームページをご覧ください。

### 市・県民税の申告が必要な人

①平成24年1月1日現在、匝瑳市の住民で、平成23年中に所得のあった人  
②勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されていない人  
③給与所得のほかに、事業所得など給与所得以外の所得があった人

※確定申告をした人、または提出する人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

### 無収入だった人

平成23年中に老齢や無職などにより所得が無かった人、扶養されていた人、18歳以上の学生の人などは、市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になります)。

### 申告相談日程

日時：3月15日(木)までの9時～12時、13時～16時(土・日除く) 場所：市民ふ

れあいセンター2階第3会議室、野栄総合支所1階会議室

※株式や土地・建物を売った譲渡所得のある人は、銚子税務署へ直接ご相談ください。

### 相談時のお願い

申告書の作成アドバイスを受ける人は、申告書、印鑑、証明書などの必要書類、電卓、筆記用具などを持参の上、会場へお越しください。

また、医療費控除のある人は領収書の集計、事業所得や不動産所得などがある人は売上額や仕入れ額、経費などの集計を事前に済ませておいてください。

### 問い合わせ先

◆市・県民税の申告について  
税務課市民税班 ☎73・0087  
市ホームページ  
<http://www.city.sosa.lg.jp>

◆所得税、消費税の確定申告や相続税、贈与税について  
銚子税務署  
☎0479・22・1571  
国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

## 国保税 Q&A

Q 国民健康保険税は、マスコミ報道で高いと言われているますが本当ですか？

れば国民健康保険税も高くなることになり、マスコミ報道で高いと言われる原因となっていると考えられます。

A 国民健康保険を運営する市町村は、国民健康保険に関する収入や支出について、市の一般会計とは別に特別会計を設けることとされています。

この国民健康保険特別会計は、被保険者からいただいた国民健康保険税や、医療機関の窓口で払った一部負担金、国や県からの補助金、市の一般会計からの繰入金などの歳入によって成り立ち、ここから被保険者が払った一部負担金の残りの医療給付費に充てられるほか、大きな病気にかかったときの高額療養費などの給付に使われます。

そのため、医療費が高くなると、国民健康保険税も高くなることになり、マスコミ報道で高いと言われる原因となっていると考えられます。

加入者の医療費を支える国民健康保険税は大切な財源です。納め忘れないようお願いします。

問 税務課市民税班  
☎73・0087

### 福祉タクシー

## 利用券を交付



平成24年度分の福祉タクシー利用券を3月22日(木)から交付します。

②療育手帳「A」の2級の人  
③精神保健福祉手帳1級の人

問 福祉課保護班  
☎73・0096

対象者：①身体障害者手帳1級～3級の視覚障害、下肢・体幹機能障害がある人

野栄総合支所 ☎67・3111

東日本大震災により被災した人

## 地方税の軽減措置などが受けられます

東日本大震災により被害を受けた人は、地方税の軽減措置などが受けられます。軽減措置などを受けするためには、手続きが必要となる場合がありますので、担当課までお問い合わせください。

### ◆不動産取得税の軽減措置

次の条件を満たす家屋または土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。

- ①東日本大震災により滅失または損壊し、取り壊した家屋に代わる家屋を取得した場合
- ②前記①を満たす被災家屋の敷地に代わる家屋の敷地を取得した場合

※①、②については、平成33年3月31日までの間に取得した場合

- ③原子力災害による警戒区域内に所在していた家屋に代わる家屋を取得した場合
- ④前記③を満たす家屋の敷地に代わる家屋の敷地を取得した場合

⑤東日本大震災により耕作などが困難となった農用地に代

わる農用地を取得した場合

- ⑥原子力災害による警戒地区内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合

### 問 旭県税事務所課税班

☎ 62・0772

### ◆固定資産税の軽減措置

次の条件を満たす土地、家屋、償却資産を取得した場合、固定資産税の軽減を受けることができます。

- ①被災した住宅用地または家屋に代わり、平成33年3月31日までの間に新たに土地、家屋を取得した場合
- ②被災した償却資産に代わり、平成28年3月31日までの間に新たに償却資産を取得した場合

### 問 税務課資産税班

☎ 73・0087

### ◆個人住民税の軽減措置

住宅、家財、自家用車などに損害を受けた人は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。

### 問 税務課市民税班

☎ 73・0087

各種障害者手当

## 支給には申請が必要です

次の各種手当を受給するには申請が必要です。なお、障害程度の審査、所得制限があります。

### ◆特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障害を有するため、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給される手当

### ◆障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活で常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に支給される手当

### ◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次の①もしくは②に該当する障害者、またはその人を介護する同居の家族の一人に支給される手当

- ①20歳以上の在宅の重度知的障害者（療育手帳に記載された障害の程度がAの1、Aの2、A、Aの1、Aの2のいずれかである人または障害者相談センター所長が発行する判定書で重度と判定された人）
- ②20歳以上65歳未満で在宅のねたきり身体障害者（居宅で

匝瑳市災害見舞金

## 支給申請期限は3月30日（金）

東日本大震災により、居住していた一戸建て住家が一部損壊の被害を受け、10万円以上の補修費用を要する世帯に対して、市が支給する災害見舞金（1世帯あたり3万円（金）で終了します。

まだ申請が済んでいない人は早めに申請してください。

### 問 福祉課福祉班

☎ 73・0096

野栄総合支所 ☎ 67・3111

☎ 73・0096

## 市税などの納付忘れはありませんか？

市税は、教育や福祉、住環境の整備など、さまざまな分野で市民の皆さんの快適で暮らしやすいまちづくりのために使われており、市民の大切な財産です。同じように、国民健康保険税も被保険者の皆さんが医療を受けるときの負担を軽くする助け合い制度のための大切な財源です。



事業を計画的に進めるためには、こうした市税などを納付期限内に納付していただくことが大切です。税を滞納していると、財産の差押など滞納処分の対象となりますので、未納がある場合には早急に納付してください。納付困難な事情がある場合には、下記までご相談ください。

平日来庁できない人は、毎週日曜日9時から12時まで、市役所税務課で日曜納付窓口を開設していますのでご利用ください。

問 税務課納税推進室収税班 ☎ 73-0087